

特定大規模集客施設の立地誘導地域への 立地の誘導等に関する基本的な方針（案）

平成21年 月

宮 城 県

目 次

はじめに

- 1 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向
- 2 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する
施策についての基本的な事項
- 3 地域貢献活動の指針となるべき事項

はじめに

この「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、知事が定めるものです。

1 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

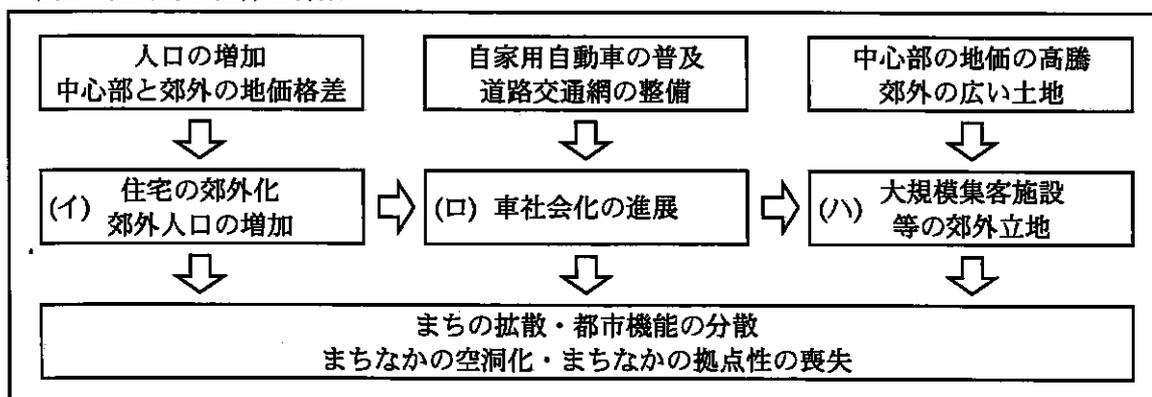
(1) まちづくりをめぐる課題とその要因

イ 社会的な経緯と背景

かつてまちなかには、居住機能や商業機能、公共公益機能、文化・娯楽機能など、さまざまな都市機能が集積していましたが、その多くが郊外へと移転しました。

このことは、最近になって急激に進展したものではなく、長い時間の中で進展してきたものです。

図1 社会的な経緯と背景



(イ) 住宅の郊外化・郊外人口の増加

その先駆けとなったのが郊外人口の増加です。我が国の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて急速に増加し、その後も近年に至るまで緩やかな増加傾向にありましたが、次々に行われた郊外の宅地開発が、この受け皿となりました。

新たな住宅地の拡大は、人口集中地区（DID）の面積の拡大に表れていますが、1960年代から70年代にかけて、全国的にも、また、県内でもこの人口集中地区の人口密度が大きく低下しており、住宅の郊外化を原因とする低密度な市街地の拡大が進んだことが伺われます。

(ロ) 車社会化の進展

また、我が国の自動車産業は、1960年代にその基盤をつくりあげ、70年代に急成長を遂げましたが、この自動車産業の発展とともに、自動車の低価格化が進んだことなどにより、一般家庭にも自動車が急速に普及しました。

この間に、幹線道路などの道路交通網の整備も目覚ましく進んでいったことから、車社会化が急速に進展し、一般家庭にも自動車利用を前提としたライフスタイルが定着し、行動範囲が大きく広がりました。

(ハ) 大規模集客施設等の郊外立地

このような住宅の郊外化・郊外人口の増加と一般家庭の行動範囲の拡大という社会情勢の変化に加え、車社会化の進展に対応する広い敷地を確保するため、中心部の地価の高騰という要因もあって、大規模集客施設等の拠点施設についても、まちなかへの立地から郊外への立地へと移りました。

特に大規模小売店舗については、1990年代になっていわゆる大規模小売店舗法が数次にわたって緩和されると、その立地は郊外へと急速に転換しました。

これらの結果、まちの拡散とともに重要な都市機能である拠点施設が分散立地し、自動車の使用を前提とした都市構造が形成されていきましたが、このことは同時に、かつて居住機能や商業機能、公共公益機能などの都市機能が集積していた、まちなかの空洞化と拠点性の喪失ももたらしました。

こうした事例は、都市のドーナツ化やシャッター通りといった形で、本県のみならず、全国的にも見られています。

ロ まちの現状の課題

現在、こういった都市機能の分散やまちなかの空洞化等に起因して次のような様々な問題が顕在化してきており、実際に深刻な状況となっている事例も数多くあります。

図2 まちの現状の課題

(イ) 社会資本整備の非効率化と維持費の増加	(ニ) 地域の社会的機能の低下
(ロ) 交通弱者（移動制約者）の問題	(ホ) 環境負荷の増大
(ハ) まちの個性の喪失	

(イ) 社会資本整備の非効率化と維持費の増加

まちなかの空洞化の結果、道路や上下水道等の既存の社会資本の利用率が

低下してきており、加えて、郊外へのまちの拡散と都市機能の分散の結果、社会資本を追加的に整備する必要が発生し、非効率な公共投資を余儀なくされており、その維持費も増加傾向にあります。

(ロ) 交通弱者（移動制約者）の問題

車社会化の進展は、バスをはじめとする既存の公共交通機関の輸送密度を低下させ、その結果、非効率なサービスの提供が経営を圧迫し、公共交通機関を維持することが難しくなっています。

こうした既存の公共交通機関の減便・廃止の可能性は、今後、高齢者を含めた自動車利用率の増加により益々高まることが予想され、自動車を利用できない住民の生活の足を奪ってしまうことにつながりかねません。

(ハ) まちの個性の喪失

かつてまちなかでは、居住機能や商業機能、公共公益機能、文化・娯楽機能などの様々な都市機能が集まり、人々の生活の場であると同時に交流の場として、そこに暮らす人々と訪れる人々との交流によってにぎわいが生まれ、長い歴史の中で独自の伝統や文化、景観が育まれてきました。

こうしたまちなかから人々が去り、文化・交流などの本来の機能も低下し、まちなかのにぎわいが失われつつあることは、地域の経済活力の低下につながっています。

また、独自の伝統や文化が失われ、まちが画一化されていったことは、まちの個性や魅力を失うことにほかならず、地域間競争が激化するなかで差別化を図っていくことが重要である今日において、大きな損失となっています。

(ニ) 地域の社会的機能の低下

まちなかの空洞化は、高齢化と相まって地域活動の担い手を減少させ、地域コミュニティを維持することが困難になってきています。

コミュニティ活動によって支えられてきた地域の福祉、環境、防犯、防災など生活全般にかかる互助や共助の機能が失われることは、生活の安全性が脅かされることとなります。

(ホ) 環境負荷の増大

現在、環境負荷の低減が国際的な課題となっています。

自動車排出ガスは、大気汚染や酸性雨の原因となっており、さらに二酸化炭素などの温室効果ガスを含み、地球温暖化を引き起こす要因ともなっています。

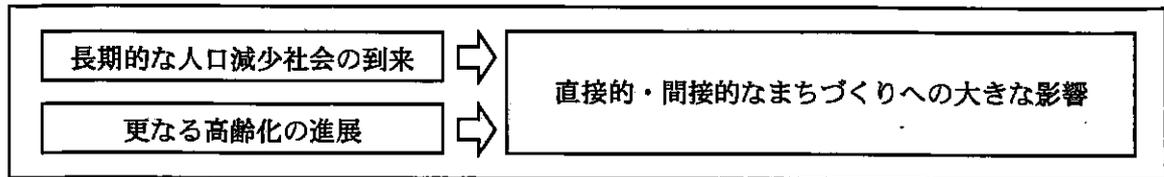
都市機能の拡散に伴う自動車利用の一層の高まりや移動距離の増大は、地

球環境への負荷を増加させることとなります。

また、郊外における開発は、農地や森林を改変してしまう場合も少なくないため、良好な自然的環境が失われてしまう事例も見受けられます。

ハ 更なる社会環境の変化とその影響

図3 更なる社会環境の変化とその影響



現在、我が国は、戦後初の長期的な人口減少社会に突入しており、このことは本県においても同様です。

また、高齢者（65歳以上）人口の割合は戦後一貫して上昇し続けてきましたが、今後は、我が国の人口構造上において大規模な集団であるいわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることもあり、人口の減少と相まって、なお一層の高齢化の進展が予測されます。

このことは、地域社会の様々な面に根本的な影響を及ぼすと考えられます。

生産者年齢人口の減少や高齢化の進展は、労働投入量や資本投入量の減少をもたらし、経済成長を鈍化させる可能性があり、税収が減少していくことが予想されます。また、高齢化の進行により、社会保障関係経費が増加していくことも想定され、自治体財政が逼迫し、まちづくりへの投資についても大きな制約が発生することも想定されます。

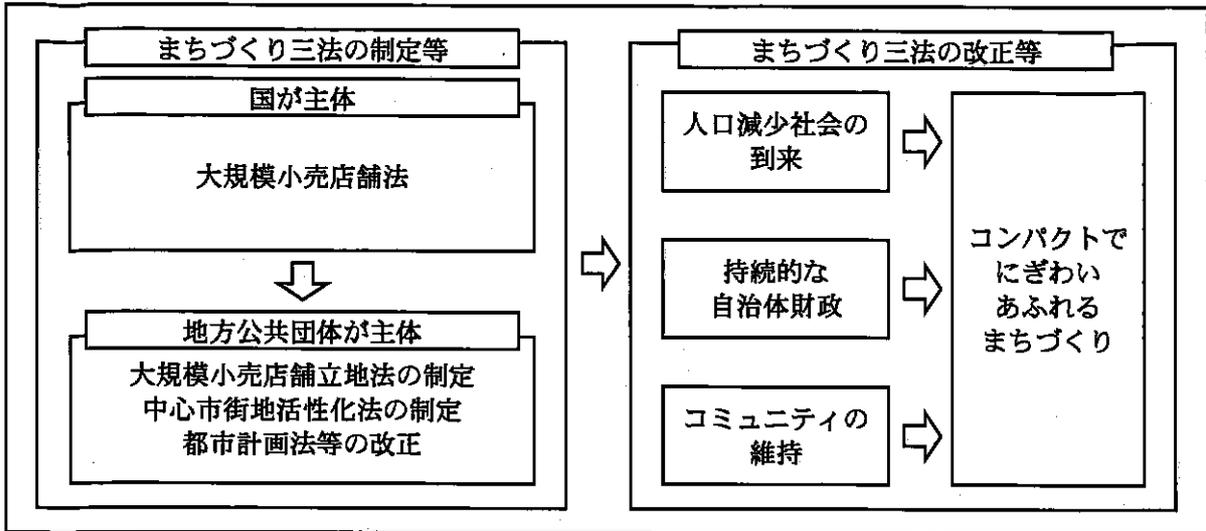
このような社会情勢の中、現在の拡散型のまちづくりを継続した場合、自治体財政の側面から社会資本の整備・維持が困難になるほか、衰退した公共交通機関の整備・維持や代替交通への補助も困難となり、車社会を前提とした都市構造に対応できない住民が更に孤立化することにもつながりかねません。逆に、自動車への依存度はますます高まり、地球環境への負荷が更に増加することも考えられます。

また、人口の減少と高齢化によって、まちなかや郊外を問わず個性や活気が失われ、地域経済が更に停滞することも考えられます。

さらに、高齢化の進展により福祉などに対する地域のニーズは増加するにも関わらず、まちなかの空洞化や郊外団地の高齢化は地域コミュニティの崩壊をもたらし、地域で担われている社会的な機能が喪失していくような事態も懸念されます。

(2) 国の方向性

図4 国としてのまちづくりの政策転換（拡散型都市構造から集約型都市構造へ）



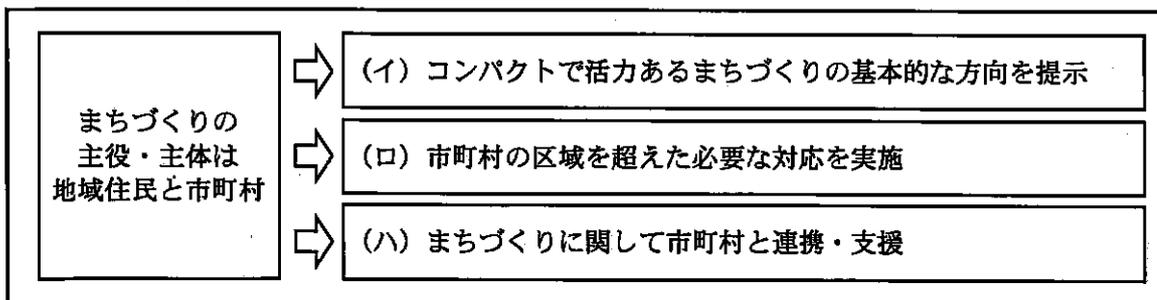
中心市街地が空洞化する中、国は、平成10年、規制緩和の流れの中で大型店の出店調整にとどまらない総合的な観点から、関連法を一体的に推進し、地域の実情にあわせた地方公共団体が主体となったまちづくりを目指した、いわゆる「まちづくり三法」の制定等を行いました。

その後、平成18年にこの「まちづくり三法」の見直しが行われましたが、この改正は、都市機能の拡散とまちなかの空洞化をこれ以上進行させないため、人口減少社会の到来や持続的な自治体財政、コミュニティの維持といった観点から、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指し、中心市街地への様々な都市機能の集約（まちのコンパクト化）と、そのにぎわいの回復を図ったものです。

(3) 宮城県の方向性

イ 基本認識と県の役割

図5 県の役割



まちづくり三法の制定によって、まちづくりの主体が地方公共団体であることが、改めて明らかにされました。

その中でも、市町村には住民に最も身近な行政主体として、そのまちの将来

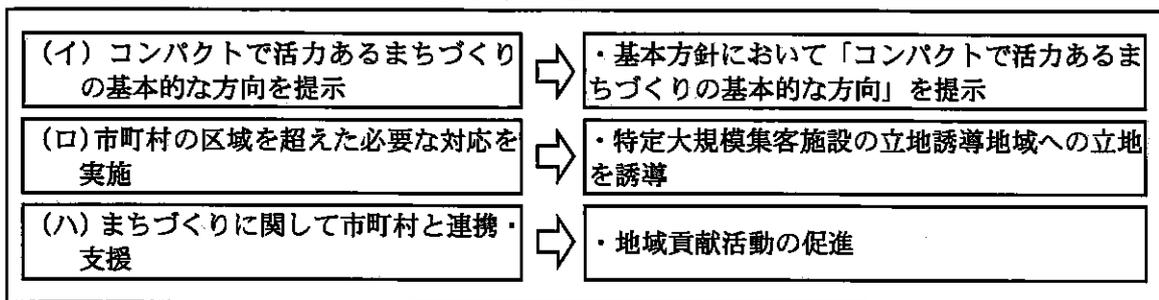
を見据え、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが望まれており、県は、市町村の区域を超えた広域的な行政主体として、次の3つの観点からコンパクトで活力あるまちづくりを推進します。

(イ) 県は、コンパクトで活力あるまちづくりの基本的な方向を提示します。

(ロ) 県は、市町村の区域を超えた必要な対応を実施します。

(ハ) 県は、まちづくりに関して、まちづくりの主体である市町村と緊密な連携を図り、これを支援します。

図6 県の役割と本条例における施策の関係性

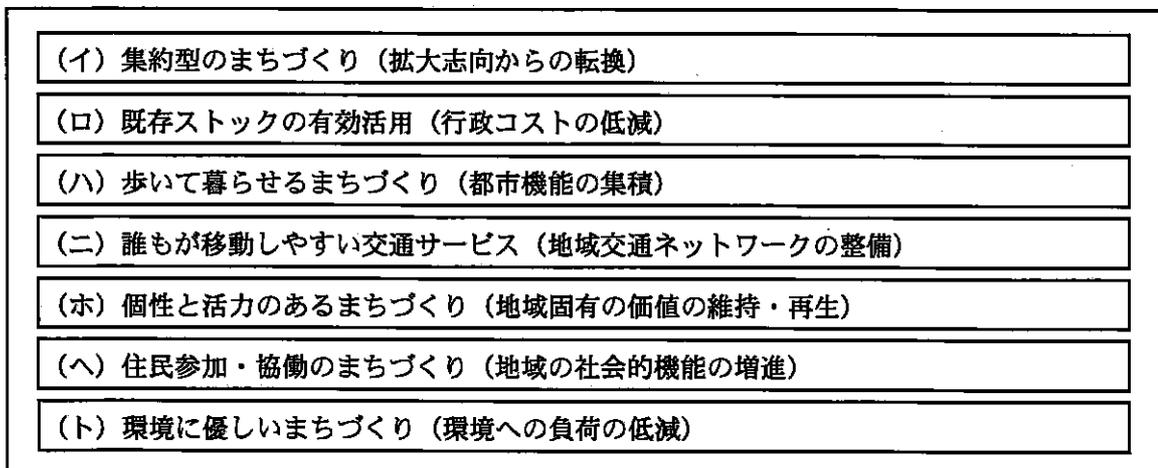


(4) コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

県は、まちづくり三法の趣旨を踏まえ、まちづくりをめぐる課題への対応として、コンパクトで活力あるまちづくりに関する7つの基本的な方向を定めます。

イ コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

図7 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向



(イ) 集約型のまちづくり (拡大志向からの転換)

人口減少社会が到来し、更なる高齢化が予測される中、持続可能なまちづくりのためには、郊外人口の増加や都市機能の拡散など、拡大型・拡散型の

都市構造へ向かう流れにブレーキをかけ、集約型のまちづくりに転換する必要があります。

(ロ) 既存ストックの有効活用（行政コストの低減）

今後、税収の減少に加え、社会保障関係経費等の支出の増加が想定される中で、健全な行政運営を維持するためには、可能な限り新たな行政コストの発生を抑制するとともに、上下水道、道路などの既存のストックの延命化や長寿命化により有効活用を行い、行政コストの低減を図る必要があります。

(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）

拠点として期待されているまちなかにおいて、適切な密度を保ちながら一定の範囲内に都市機能の集積を進めるとともに、徒歩や自転車による移動が容易な、高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい環境を整えなければなりません。

なお、まちの規模によっては、必要な機能を一都市で持つのは困難であるため、機能分担を前提としたネットワーク型の地域構造を視野にいたした都市機能の集積を進める必要があります。

(二) 誰もが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）

一般家庭への自動車の普及は目覚ましく、自動車利用を前提とした暮らしが定着していますが、車を利用できない住民を含めた多くの人々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した交通手段の確保が不可欠です。

誰もが必要な都市機能へのアクセシビリティが確保されるよう、郊外からまちなかへの、あるいは、機能を分担する都市同士での、過度に自動車に依存しない、それぞれの地域の实情に即した交通サービスの維持や充実が必要です。

(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）

今日においては地域間競争が激化する中で差別化を図っていくことが重要となっており、そのまち独自の歴史や文化、まちなみを守り活かすことによって、まちの魅力を高めることが求められています。

にぎわいの創出、ひいては地域経済の振興に高く寄与するまちなかの魅力向上や个性的な地域づくりを進め、それらの資質を活かし、地域の活力の再生・向上を図ることが必要です。

(ヘ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）

社会・経済を取り巻く状況が厳しさを増す中、一方で住民ニーズが多様

化・高度化しており、誰もが安心して住み続けられる環境を確保するためには、地域を支えるコミュニティの維持・活性化に努めるだけでなく、地域住民や行政、さらには NPO や企業といったまちに集うすべての者が相互に連携・協働し、地域の社会的機能の増進を図りながらまちづくりを行っていくことが必要です。

(ト) 環境に優しいまちづくり（環境への負荷の低減）

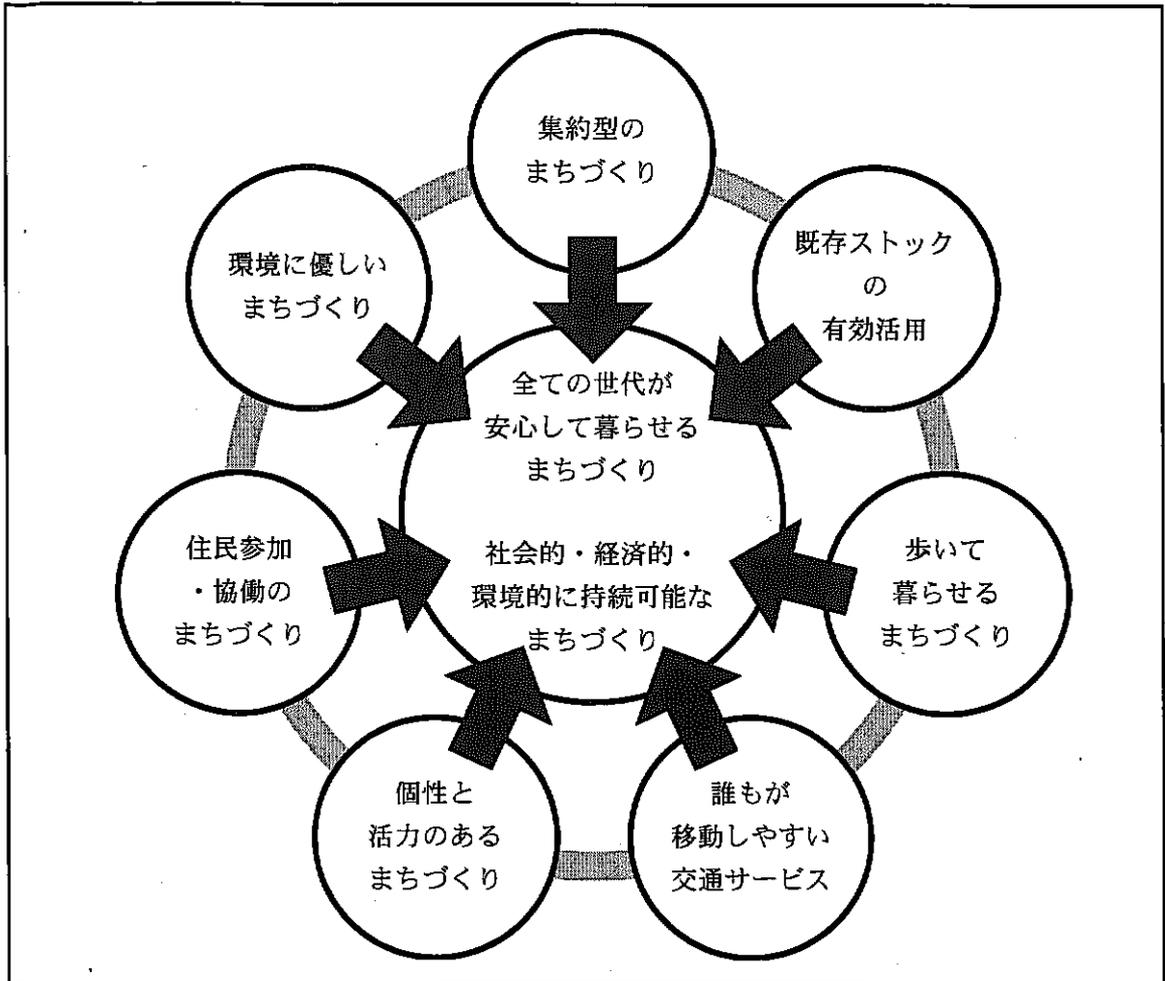
過度に自動車に依存した交通体系は、大量の排出ガスを発生させ、地域の大気を悪化させるばかりでなく、地球環境にも大きな負荷を与えます。また、郊外の開発が、豊かな自然な環境を損ねてしまうことも珍しくありません。

良好な環境の中で生活することは、住民の誰もが望んでいることであり、その要請に応えるためには、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、開発による環境負荷を最小限に抑えるようなまちづくりを行うことが必要です。

ロ 基本方針における目標

県は、コンパクトで活力あるまちづくりの基本的な方向に沿ったまちづくりを推進する上で、まちに暮らす「人」の視点と、まちという「器」の視点から、「すべての世代が安心して暮らせるまちづくり」と「社会的・経済的・環境的に持続可能なまちづくり」の2つを、それぞれ目指すべき目標とします。

図8 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向と目指すべき目標（イメージ）



2 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項

(1) 特定大規模集客施設の立地の誘導について

特定大規模集客施設は、多くの人々を広い地域から集めることや立地に伴い追加的なインフラ整備が必要となることなど、立地場所周辺だけではなくまちづくりに広域的な影響を及ぼすという特性を有しています。

このような施設の分散的な郊外立地は、まちなかの空洞化の要因となるほか、低密度な市街地の拡散を助長する要因にもなり、都市構造の形成に大きな影響を与える可能性があります。

他方、特定大規模集客施設が、生活利便施設として重要な役割を果たしているという側面もあります。

県は、特定大規模集客施設によって提供される機能については、重要な都市機能の一部として捉え、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に向けた広域的な見地から、立地誘導地域への立地を誘導します。

立地の誘導にあたっては、条例において立地誘導地域が定められているほか、市町村の申請に基づく立地誘導除外地域及び立地誘導地域の指定制度が設けられています。

また、設置者には立地誘導地域以外への立地について事前の届出が義務付けられており、これらの制度の運用により、市町村の区域を超えた広域的な見地から立地を誘導します。

(2) 特定大規模集客施設の立地誘導地域等について

イ 立地誘導地域について

特定大規模集客施設の立地は、もとより、関係法令及びこれらに基づくゾーニング（用途制限）を遵守した上で行われることが前提となります。

条例及び条例施行規則では、その中でも特に特定大規模集客施設の立地が望ましい次の地域が、それぞれ立地誘導地域とされています。

(イ) 都市計画法第8条第1項第1号に定める近隣商業地域及び商業地域（条例第2条第5号イ）

都市計画法において、平成18年の法改正以前は延床面積10,000平方メートルを超える「大規模集客施設」について、6種類の用途地域と非線引き都市計画区域及び準都市計画区域の白地地域への立地が可能でしたが、改正後は立地規制が強化され、原則として、立地は近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の3種類の用途地域のみとなりました。

このうち、条例では、特定大規模集客施設の中核的機能と想定される「商

業・業務機能」や「サービス業務機能」について、それらの施設の立地・集積を図る方針が示されている地域である近隣商業地域及び商業地域について、立地誘導地域とされています。

図9 参考・都市計画法・建築基準法の一部改正（大規模集客施設の立地規制の強化）

		従前	改正後
用途地域	第一種低層住居専用地域	50㎡超不可	
	第二種低層住居専用地域	150㎡超不可	
	第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可	
	第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可	
	第一種住居地域	3,000㎡超不可	
	第二種住居地域	制限なし	大規模集客施設の立地不可
	準住居地域		
	工業地域		
	近隣商業地域	制限なし	
	商業地域		
	準工業地域		
工業専用地域			
市街化調整区域	原則不可 ※ただし計画的な大規模開発の場合は許可	大規模開発も含め原則不可	
非線引き都市計画区域、 準都市計画区域の白地地域	制限なし	大規模集客施設の立地不可	
都市計画区域外	制限なし（都市計画法の対象外）		

(ロ) 中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域（条例第2条第5号ロ）

同法で中心市街地は、要件の一つが「相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地」と定義されており、国において基本計画の認定を受けた認定中心市街地の区域内については、立地誘導地域とされています。

(ハ) 中心市街地の活性化に関する法律第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（条例第2条第5号ロ）

中心市街地の疲弊が進んでいる大きな要因の一つが商業機能の郊外移転を背景とする中心市街地の商業機能の低下であることを踏まえ、大規模小売店舗の迅速な立地促進による中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域である第二種大規模小売店舗立地法特例区域について、立地誘導地域とされています。

(二) 都市計画法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区で同法第12条の4第2項第3号の地区整備計画が定められている区域のうち同法第12条の12の土地の区域として定められている区域（条例第2条第5号ハ・条例施行規則第4条）

都市計画法において、店舗、劇場等の用途の大規模な建築物（特定大規模建築物）の整備による商業等業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき地域として定められ、都市の機能の増進に貢献することが要件とされており、また、制度上周辺市町村との広域調整が図られることから、立地誘導地域としています。

ロ 立地誘導除外地域及び立地誘導地域の指定について

(イ) 市町村の長の申請による立地誘導除外地域の指定（条例第2条第5号イただし書き）

まちづくりの主体である市町村の実情に応じた立地誘導を図る観点から、立地誘導地域とされている近隣商業地域及び商業地域の中でも、市町村の長の申請に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる地域については、知事が立地誘導除外地域に指定するものとされています。

(ロ) 市町村の長の申請による立地誘導地域の指定（条例第2条第5号ハ）

まちづくりの主体である市町村の実情に応じた立地誘導を図る観点から、市町村の長の申請に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域については、知事が立地誘導地域に指定するものとされています。

(3) 特定大規模集客施設の新設（変更）の届出について

立地誘導地域以外への特定大規模集客施設の立地について、条例第6条第1項、同条第6項、第8条第1項に規定する新設又は変更の届出があった場合、知事は、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地から、意見を述べるかどうか等の判断を行います。

なお、都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い新設するとき、あるいは国又は地方公共団体が新設するとき等は届出が不要です。

(4) コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から勘案すべき事項

市町村の長からの申請に基づく立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定や特定大規模集客施設の新設又は変更の届出があった場合、意見の有無等を判断する際には、コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向の観点から、それぞれの手続きに応じて、以下に掲げる事項を総合的に勘案します。

図7 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する基本的な方向（再掲）

(イ) 集約型のまちづくり（拡大志向からの転換）
(ロ) 既存ストックの有効活用（行政コストの低減）
(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）
(ニ) 誰もが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）
(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）
(ヘ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）
(ト) 環境に優しいまちづくり（環境への負荷の低減）

イ 立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定の際の勘案事項

(イ) 関係する市町村の長の意見

(ロ) 特定大規模小売店舗の立地に関する基本構想

当該基本構想と申請市町村の市町村総合計画や市町村都市計画マスタープラン等との関連性

(ハ) 周辺の自然環境の状況

自然環境の保全への影響の有無等

(ニ) 社会資本等の集積状況

道路等の追加的な社会資本整備の必要性の有無と都市機能の集積状況

(ホ) 公共交通機関の状況

公共交通機関等によるアクセスの利便性等

(ヘ) その他知事が必要と認める事項

ロ 特定大規模集客施設の新設（変更）の届出の際の勘案事項

(イ) 立地市町村の長及び住民等の意見

条例第11条第3項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村の長及び住民等の意見の内容

(ロ) 立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見

条例第11条第4項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見の内容

- (ハ) 届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
届出の内容と基本方針及び都市計画区域マスタープラン等との整合性
- (ニ) 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合
届出の内容と市町村総合計画や市町村都市計画マスタープラン等との整合性
- (ホ) 集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響
- (ヘ) 公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
公共交通機関等によるアクセスの利便性等
- (ト) 地域貢献活動の概要
- (チ) 周辺の自然環境の状況
自然環境の保全への影響の有無等
- (リ) 社会資本等の集積状況
道路等の追加的な社会資本整備の必要性の有無と都市機能の集積状況
- (ヌ) その他知事が必要と認める事項

3 地域貢献活動の指針となるべき事項

(1) 地域貢献活動の必要性

近年、環境問題への意識の高まり、商品・サービス等の安全性への関心の高まりなど、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、そもそも企業がよって立つ基盤である社会を、その一員としてともに築いていく責任の重要性は高まってきており、各企業の社会に対する自主・自発的な取組みが求められています。

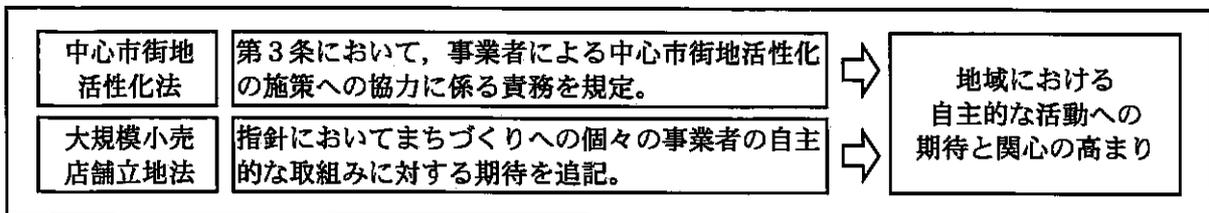
このような活動は、企業の規模や業種等にかかわらず、すべての企業が自主的かつ主体的に判断し、取り組むべきものと考えられますが、中でも、都市機能の一つとして多くの人を集める集客施設は、消費者・生活者である地域住民と密接な関わりを有し、地域のまちづくりや地域コミュニティなどに対する大きな影響を及ぼすことから、積極的に地域に貢献し、地域の抱える様々な課題解決に向けた取組みの一翼を担うことが望まれています。

(2) 集客施設の地域貢献に関する自主的な取組みの推進

国では、中心市街地の活性化に関する法律を平成18年に改正し、事業者による中心市街地の活性化への取組みに関する施策への協力に係る責務規定を設けました。

また、大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が平成19年に改訂され、その序文において、まちづくりへの貢献に関し、関係業界団体による自主ガイドラインの策定などの取組みに加え、個々の事業者においても自主的な取組みを積極的に行うことが強く期待される旨が追加されるなど、地域における自主的な活動への期待と関心が高まっています。

図 10 まちづくり三法等の内容



本県においても、これらの状況を踏まえ、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するにあたって重要な地域貢献活動の促進を図る観点から、県内の集客施設の設置者が行う地域貢献活動についてのガイドラインを定めるとともに、特定大規模集客施設の設置者が行う地域貢献活動計画と実施状況の公表を行うことになりました。

(3) 地域貢献活動への取組みへの期待と地域貢献活動ガイドラインの策定について
地域貢献活動については、まちづくりにおける課題が地域によって異なり、また、集客施設の立地条件や業種・業態、事業規模などに応じて多種多様なものになると考えられることから、集客施設の設置者が、自ら地域住民や市町村と連携し、積極的、自発的に取り組むことが望ましいと考えております。

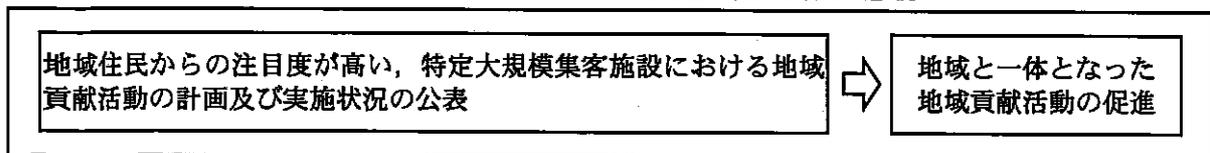
「地域貢献活動ガイドライン」は、その取組みにあたっての手引書として策定するものであり、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で期待される様々な活動内容の事例を掲載し、より多くの事業者が地域貢献活動に取り込まれるよう、また、その活動の促進を図るものです。

(4) 地域貢献活動計画及び実施状況の公表について

また、大規模な集客施設については、多くの従業員を雇用し、事業規模も大きく集客範囲も広域にわたるなど、地域社会に対しとりわけ大きな影響力を有していることから、その社会的な責任として、さらに積極的な取組みが期待されており、県としてもそのまちづくりに大きな影響を与える存在感から、現在のまちづくりや社会的な問題への対応においても一定の役割を担っていただくことを期待しています。

このような大規模な集客施設の活動は、地域住民からの注目度も非常に高く、その活動による周囲への影響も特に大きいことから、大規模な集客施設における地域貢献活動の計画及び実施状況の公表を制度化し、その活動内容を広く周知することで、地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画を促し、地域と一体になった地域貢献活動を促進していきます。

図 11 特定大規模集客施設の地域貢献活動計画及び実施状況の公表の意義



なお、この公表制度が義務付けられる集客施設は、条例に基づく特定大規模集客施設であり、今後、県内に立地する集客施設のほか、既に県内に立地している集客施設も同様の取扱いとなります。

なお、市町村が独自にまちづくりを推進するために、この制度と同様の趣旨の条例を制定した場合には、地域の実情にあったまちづくりを推進する観点から、この制度の適用を除外することとされています。

(5) 地域貢献活動の内容について

前述のとおり、地域貢献活動のあり方については、地域の環境や集客施設の立地条件、業種や業態、事業規模などに応じて、多種多様なものが考えられます。

以下は、県としてコンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から、担っていただくことを期待する地域貢献活動の内容をあげたものですが、これだけが地域貢献活動と位置付けられるわけではありません。

これらの内容と、「地域貢献活動ガイドライン」に掲げる事例を参考に、自らの判断によりそれぞれの地域の実情に応じた地域貢献活動に自発的に取り組むことが期待されます。

イ 地域づくりの取組みへの協力

地域の実情や社会的要請等を踏まえ、地域住民や関係機関との連携を促進し、地域の活性化に取り組んでいくことが期待されます。

ロ 地域と連携した地域経済活性化の推進

地域における雇用の促進やにぎわいの創出など地域経済の活性化に向けた取組が期待されます。

ハ 子ども、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮

少子高齢化が急速に進行する中、地域において多くの人を集める都市機能として、子ども、若者、高齢者、障害者等も含めたすべての生活者に配慮する取組が期待されます。

ニ 防犯、防災への協力

犯罪防止への配慮や災害発生時等の協力など、安心して暮らせる地域社会の実現を目指した、地域の安全・安心の拠点としての取組みが期待されます。

ホ 環境対策の推進

環境に関する問題は事業活動に起因しているものもあり、環境美化対策、環境保全活動などへの取組みが期待されます。

ヘ 交通対策の実施

公共交通機関の利用促進や自動車を運転しない利用者への配慮、交通安全対策の実施など、交通対策への取組みが期待されます。

図 12 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に係る基本的な方向との関係性（イメージ）

